

武蔵野市公共工事の中間前払金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武蔵野市契約事務規則（昭和39年5月武蔵野市規則第15号。以下「規則」という。）第49条の2に規定する中間前払金（以下「中間前払金」という。）に関する事務の取扱いを定めるものとする。

(中間前払金の対象)

第2条 中間前払金の対象は、武蔵野市（以下「市」という。）が発注する土木工事、建築工事及び設備工事（以下「公共工事」という。）のうち、規則第49条第1項の規定により前払金をしたもの（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項の規定により中間前払金をすることができるものに限る。）とする。

(中間前払金の率)

第3条 中間前払金の率は、契約金額の2割とする。

(中間前払金の最高限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、中間前払金により支払う前払金（以下「中間前払金」という。）の最高限度額は、1件の契約につき1億円とする。

(中間前払金の制限)

第5条 第3条の規定にかかわらず、中間前払金の対象となる公共工事のうち、規則第49条の3に規定する部分払を行うものは、中間前払金を支払わない。

2 前項に定める場合のほか、市長は、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は中間前払金の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(中間前払金の端数計算)

第6条 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(中間前払金の対象及び率等の明示)

第7条 中間前払金の対象とされる公共工事及び中間前払金の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(中間前払金に関する契約書の記載事項)

第8条 中間前払金を支払う工事の請負契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として中間前払金を支払うこと。
- (2) 中間前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 中間前払金の使途制限に関すること。
- (5) 保証契約の変更にに関すること。
- (6) 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること。

(中間前払金に係る認定)

第9条 中間前払金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合において支払うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 市長は、前項各号に掲げる要件を満たしていることの認定について、中間前払金認定請求書（第1号様式）による請求があった場合は、直ちに調査を行わなければならない。

3 前項の調査は、工事主管課長が行うものとし、市長はその結果が妥当と認めるときは、認定調書（第2号様式）を作成のうえ、契約の相手方に交付しなければならない。

(中間前払金の請求手続)

第10条 中間前払金の請求は、前条の規定による認定後、保証契約を締結し、速やかに行うものとする。ただし、市長が工事の着手時期を別に指定するときその他必要と認める場合は、市長は請求時期を別に指定することができる。

2 契約の相手方は、前項の請求をするときは、保証事業会社と当該中間前払金の対象となる公共工事に係る保証契約を締結し、当該保証契約に係る保証証書の原本1通及び写し1通を添えなければならない。

3 市長は、前2項の規定による中間前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還)

第11条 規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第3項の規定により中間前払金を追加払し、又は返還させる場合における当該追加払し、又は返還させる中間前払金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、中間前払金を追加払する場合においても、中間前払金の合計額は、第4条に規定する限度額を超えることができないものとする。

(1) 契約金額を増額した場合

増額後の契約金額の2割(当初の前払金の支給率が2割を下回るときは、その率とする。次号において同じ。)に相当する額(10万円未満の端数は切り捨てる。次号において同じ。)から支払済みの中間前払金の額を差し引いた額を追加払するものとする。

(2) 契約金額を減額した場合

支払済みの前払金の額から減額後の契約金額の2割に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第3項の規定により中間前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、次条の規定による保証契約変更後の保証証書を市に提出させたいうで、契約の相手方の請求により行うものとする。

3 規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第3項の規定により中間前払金を返還させるときは、契約金額を変更した日から市長が指定する日(以下「返還期限」という。)までの間に返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、市長は、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に武蔵野市工事請負標準契約約款(以下「標準契約約款」という。)に定める率を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。

4 規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第3項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定により変更をした公共工事の残工期が30日未満のときその他必要がないと認めるときは、当該変更に伴う中間前払金を追加払し、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第12条 規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第3項の規定により中間前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証事業会社との保証契約を変更させ、変更後の保証証書を市長に提出させるものとする。

2 規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第3項の規定により中間前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を市長に提出させるものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、保証契約の変更があった場合には、契約の相手方は、変更後の保証証書を市長に提出するものとする。

(中間前払金の用途制限)

第13条 中間前払金は、当該中間前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還)

第14条 規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第4項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 市長は、規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第4項第1号又は第3号の規定により中間前払金を返還させるときは、当該中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に標準契約約款に定める率を乗じて得た額を利息として徴収するものとする。

3 市長は、規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第4項第2号の規定により中間前払金を返還させるときは、市長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額

に標準契約約款に定める率を乗じて得た額を利息として徴収するものとする。

(2年度以上にわたる工事の中間前払)

第15条 2年度以上にわたる工事であっても、中間前払金は契約金額の2割に相当する額を支払うものとする。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第16条 債務負担行為を伴う工事であるため第5条第2項の規定により中間前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、市長が必要と認めるときは、翌年度開始後に中間前払金を支払うことができるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に締結する契約から適用する。
- 2 この要綱は、施行日前に契約を締結し、規則第49条第1項の規定により請負人が前払金を受けようとし、又は受けた公共工事についても適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の武蔵野市公共工事の中間前払金取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前において締結された契約については、なお従前の例による。

第1号様式(第9条関係)

第2号様式(第9条関係)